

# 会議録

- 1 会議の名称 令和5年第7回選挙管理委員会定例会
- 2 開催年月日 令和5年7月6日（木）
- 3 開始・終了時刻 午前10時00分～午前10時14分
- 4 開催場所 一関市役所 選挙管理委員会室
- 5 出席委員氏名  
高橋秀典委員長  
阿部和子委員  
金今壽信委員  
佐藤福委員
- 6 欠席委員氏名 なし
- 7 説明者の職氏名 選挙管理委員会事務局長 菅原 哲紀
- 8 出席職員職氏名  
選挙管理委員会事務局長 菅原 哲紀  
選挙管理委員会事務局長補佐 鈴木 勝憲  
選挙管理委員会事務局主任主事 佐藤 翼
- 9 付議事件  
○議案第19号 選挙人名簿から抹消すべき者について  
○議案第20号 選挙人名簿の登録の移替えの延期について  
○議案第21号 期日前投票所の指定について  
○議案第22号 投票記載所の氏名等の掲示の記載の順序を定めるくじを行う場所及び日時について  
○議案第23号 開票の場所について  
○議案第24号 開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時について
- 10 会議の公開又は非公開 公開

11 傍 聽 人 數 0 人

委員長 開会

(議案第19号 選挙人名簿から抹消すべき者について)

事務局長 議案の朗読

○ 令和5年7月1日現在において、別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。内訳は、死亡した者、男73人、女87人の合計160人、転出後4箇月を経過した者、男48人、女60人の合計108人を合せた男121人、女147人の合計268人を抹消し、令和5年7月1日現在の名簿登録者数は、男45,635人、女48,780人の合計94,415人となります。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第20号 選挙人名簿の登録の移替えの延期について)

事務局長 議案の朗読

○ 公職選挙法におきまして、市町村の区域内の他の投票区に住所を移転した場合、選挙人名簿の登録を移替えしなければなりませんが、移転の事実を知った日が任期満了の60日前から選挙期日までの間は、登録の移替えを延期できるという規定がございます。

今回、県知事、県議選が執行されることに伴いまして、この登録の移替えを8月2日から選挙期日9月3日まで、延期をしようとするものであります。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第21号 期日前投票所の指定について)

事務局長

議案の朗読

○ 議案第21号につきましては、県知事、県議選の期日前投票所の場所、期間を指定するものであります。

一関市役所において県知事選挙の期日前投票所を告示日翌日の8月18日からから9月2日まで、県議会議員選挙の期日前投票所を告示日翌日の8月26日から9月2日まで、開設するものであります。時間につきましては午前8時30分から午後8時までしております。

各支所等でございますけれども、花泉、大東、千厩、東山、藤沢の各支所、それから室根曲ろくふれあいセンター、川崎農村環境改善センター、大東コミュニティセンターにおきまして、8月29日から9月2日までの間、期日前投票所を開設するものであります。

商業施設においてはイオンスーパーセンター一関店、千厩ショッピングモールエスピア、こちらにつきましては8月27日から開設するものであります。時間につきましては、イオンスーパーセンターについては午前10時から午後8時まで、千厩ショッピングモールエスピアについては午前9時から午後7時までとなっております。

特例期日前投票所といたしまして、山目市民センター笹谷分館、内野生活改善センター、市之通自治交流会館、京津畠交流館山がっこに開設をするものであります。笹谷分館につきましては9月1日、大東地域の3か所につきましては9月2日の開設となります。

この他、移動期日前投票所といたしまして、3日間開設をいたします。第1移動期日前投票所につきましては藤沢地域の3か所、第2移動期日前投票所につきましては室根地域と千厩地域、第3移動期日前投票所については、一関地域ということでそれぞれ開設をいたします。

期日前投票所につきまして、曲田地区ふれあいセンターにつきましては、前回の選挙までは特例期日前投票所として開設しておりましたが、今回から移動期日前投票所として開設しようとするものでございます。

委員長

議案に対する質疑

金今壽信委員

移動期日前投票所について、移動時間は十分に取っていると思い

ますが、もし開設時間に間に合わないというようなことがあった場合はどうになるのでしょうか。

事務局長補佐

対応としましては、近くの支所等の職員に開設場所に行ってもらい開設が遅れる旨周知してもらうように考えております。また、中止にせざるを得ない場合には、開設場所で周知を行うとともにその旨の告示を行うことになります。

金今壽信委員

わかりました。無いとは思いますが、何があるかわからないからね。

その他質疑なし

委員長

原案のとおり可決

(議案第22号 投票記載所の氏名等の掲載の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時について)

事務局長

議案の朗読

○ 議案第22号につきましては、県議会議員選挙の投票は記名式になりますが、県議会議員選挙の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について定めるものであります。県議会議員選挙における氏名等掲示の掲載の順序につきましては、市町村の選挙管理委員会が立候補届出時間の経過後にくじで定めるという旨、公職選挙法に規定されております。そのくじを選挙管理委員会室（2階大会議室）において8月25日の午後5時10分に行うこととするものであります。

なお、知事選挙につきまして、当日の投票は記号式のため氏名等掲示が無く、期日前投票は記名式のため氏名等掲示を行うこととなります。順序につきましては県の選挙管理委員会がくじで定めることとなっております。

委員長

議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第23号 開票の場所について)

(議案第24号 開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時について)

事務局長 議案の朗読（2件を一括審議）

- 議案第23号につきましては、県知事、県議選の開票の場所をこれまでの選挙と同様に一関市総合体育館ということで定めようとするものであります。なお、開票の開始時間は参考として記載しておりますが、9月3日の午後8時5分ということで予定をしております。
- 議案第24号につきましては、開票立会人は各候補者が選挙人名簿登録者の中から一人届け出しができることとなっておりますが、10人を超える場合は、市町村の選挙管理委員会がくじで定めるということになっておりますので、そのくじの場所及び日時を定めようとするものであります。場所につきましては、選挙管理委員会室（2階大会議室）になります。日時につきましては、8月31日の午後5時10分からとしております。立会人の届出期限が選挙期日の3日前までとされておりますので、8月31日にくじを行うこととするものであります。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

委員長 閉会